

新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

去る9月16日に発足した菅新内閣においては、新型コロナウイルス対策と経済再生の両立を最優先課題として掲げるとともに、ポストコロナの社会の構築に向け、必要な投資を行い、再び強い経済を取り戻すことを目指すと表明されている。

我々47人の知事も、国民・政府とともに我が国の「国難」を乗り越えるべく、引き続き地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化するよう全力を傾けてまいる所存である。

については、政府においては、各都道府県の取組への財政的な裏付けを確実に講じることをはじめ、以下の項目について迅速に対処されるよう、ここに提言する。

1 今後の新型コロナウイルス感染症対策について

秋冬の季節性インフルエンザの流行期を控え、新型コロナウイルス感染症と同時流行する局面に備え、従来の帰国者・接触者外来施設に加えて、今後増加が予想される診療所への感染防止対策などの診療・検査体制の整備支援や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うとともに、交付上限額の見直しや手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、一般の入院協力医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。

また、実際に発熱患者を受け入れた診療・検査機関に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給など受け入れ患者数に応じた支援も行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。併せて、臨時の医療施設等の建築に係る建築基準法等の適用除外措置について、緊急事態宣言が発令されていない状況でも活用できるようにすること。加えて、感染の拡大に対応できる大都市ICU拠点の整備等、速やかに対処すること。

多数の発熱患者等が適切に相談を受けられる電話相談体制の整備にあたっては、受診・相談センターの代理的機能を担う医療機関が円滑な運営を行えるよう、補助基準額の増額又は都道府県ごとの想定上限額の範囲内での柔軟な運用を可能とすること。

インフルエンザワクチンについては、需要増大に対応できる十分な量を安定的に供給し、高齢者や基礎疾患有する方、医療従事者など優先的に接種できる体制を整えるとともに、特に重症化リスクが高い高齢者等に対する予防接種が十分に行われるよう、個人負担の軽減を図ること。

さらに、今後増加が見込まれるPCR検査の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、空港も含めたPCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、目標とする1日20万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持って

試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査を進め、簡易検査キットの擬陽性発現などの不具合を防止することにより、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。

なお、指定感染症の運用見直しにあたっては、軽症者や無症状病原体保有者について、まん延防止や発症・重症化した際の迅速な対応を行う観点から入院措置を行うこととしつつ、感染状況のステージや季節性インフルエンザの流行状況も踏まえ、医療提供体制がひっ迫するおそれが高い場合には、宿泊療養施設や自宅での療養を基本とすることとし、併せて、これらの医療機関以外での療養について明確な法的位置づけを行うこと。また、今後の見直しに当たっても、入院勧告や医療費の公費負担、積極的疫学調査等の措置を通じて各都道府県が大都市部・地方部それぞれの手法により精力的に感染拡大を食い止めている実情に沿った改善を都道府県毎の裁量を活かして図ることを基本として、地方の意見と十分にすり合わせを行った上で、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する必要がある場合には、十分な周知期間を設けること。

さらに、利用者の声を十分に踏まえてHER-SYSの使い勝手の改善を図るとともに、データの抽出機能の追加など有効活用に向けた課題解決に取り組むこと。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等について

新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、特別措置法第24条や感染症法第16条の運用弾力化など全国知事会の要望に沿った措置が講じられたところだが、未だ実効性のある対策を講じていく法的手段や財源が十分とは言い難く、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など、食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような即効性のある法的措置を講じるとともに、あわせて国による補償金的な「協力金」に関して国において早急に議論を進めること。

また、疑い患者等に係る情報など、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。

3 医療機関等や福祉施設の経営安定化について

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。

併せて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの支援を行うこと。

4. 水際対策について

政府は10月初めにも全世界からの入国を条件付きで再開する方向で調整を進めているが、感染の再拡大に繋がらないよう入国規制の緩和については慎重に進めるとともに、今後、入国者・帰国者の段階的な増加が相当程度想定されるため、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等の十分な待機場所及び検査場所を確保すること。また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。なお、入国時に中長期の滞在先が未定の外国人も少なくないため、住民票の早期提出を推奨すること。

また、検査結果が陽性の場合は、国の責任において、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。

さらに、今後の入国制限緩和の見通しに応じて、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。併せて、洋上における緊急上陸などへの対応も踏まえた体制整備も構築すること。

加えて、検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと。また、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、在住外国人に対して、標準予防策などの感染拡大防止対策の周知を大使館等を通じて行い、外国人陽性患者等に対する積極的疫学調査・入院治療説明・健康観察に関し、国において電話医療通訳サービス等を活用した支援を行うなど、保健所の負担軽減を図ること。

また、米軍基地での感染症防止対策の徹底強化を強く求めるとともに、必要な情報が関係自治体へ速やかに提供されるよう、米軍に働きかけること。

5. 社会経済活動の段階的引上げについて

新型コロナウイルスの感染拡大により日本経済はこれまでに類のないリスクに直面していることから、公共事業費の大幅な上積みも含め実効性のある総需要対策を予備費の活用も含め機動的に展開するとともに、ポストコロナに向けて継続的に経済・雇用安定対策を講じること。特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じた経済・雇用対策を行うことができるよう、交付金の積み増しや基金の積立て要件弾力化・期間延長も含め、更なる財政支援を検討するとともに、令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の収束まで継続すること。

今回のコロナ禍により甚大な影響が生じている産業への支援として、各種の「Go To キャンペーン事業」が順次スタートしているが、トラベル・イート事業で示されたステージⅠ又はⅡ相当での実施という基準を踏まえ、感染拡大時における除外地域の機動的な見直しができるような制度を検討すること。

また、観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、Go To キャンペーン事業を現行の期限で終了することなく、特に、令和2年7月豪雨の被災地の災害復旧の状況も踏まえ、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な需要喚起を図るよう支援すること。なお、Go To トラベルの実施に当たっては、

旅行者に対して感染症対策を国として強く呼びかけるとともに、「地域共通クーポン」の運用にあたっては、地域性や周遊旅行の内容・特性を踏まえ、実質的に隣接する地域にするなど地方の意見を十分に反映した仕組みとすること。

また、こうした需要喚起策と併せて、「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」について、住民や事業者に対する広報・啓発も含め推進の徹底を図ること。特に、軽症のまま感染を広げかねない若年層や、感染者が急増している外国人に対し、SNS等を通じて国全体で強力に呼びかけを行うこと。

厳しい状況が長期化している中小企業等に対する資金繰り支援を強力に展開するための都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資について、保証申込期間及び融資実行期間の延長、融資限度額（現在4千万円）の引き上げ、利子補給の期間延長など、支援制度のさらなる拡充を講じるとともに、信用保証協会に対する日本政策金融公庫の中小企業信用保険填補率引上げや同協会に対する自治体の損失補償への財政支援、利子補助・信用保証料補助に係る融資期間終了までの財政支援や預託原資調達に伴う借入金利息支援、新型コロナ対策資本性劣後ローンの返済期間延長や金利の引下げ等の条件緩和を行うこと。併せて、申請が殺到している「地域企業再起支援事業」や「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」等について、予備費も活用して増額を行うとともに、今後も現下の経済状況が継続する場合は、持続化給付金の複数回給付や売上減少要件の緩和等の検討を行うこと。

さらに、有効求人倍率の低下が全国的に続いていることから、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、業種間での労働移動などの促進策を講じてもなお必要となる場合には、雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、延長された雇用調整助成金の特例については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

なお、国民の不安感が社会経済活動の大きな障害になっていることから、これを検査の戦略的拡大によって克服し経済活動を活性化させるため、必要性・優先度・財源等を国において整理した上で、自己負担額を軽減し、誰でも検査が受けられる体制を早急に構築すること。

6 新型コロナウイルス克服実現に向けて

新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。

また、これまでの感染の波の経験を踏まえ、各都道府県が効率的かつ実効性ある感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見や職場感染など感染拡大につながった具体的な状況を都道府県とも共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止対策への支援を拡充すること。

7 誰一人取り残さないポストコロナ時代に向けた社会づくり

この度のコロナ禍の状況の中で、誰一人取り残さない社会を構築するため、保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、子ども食堂・ひとり親家庭への支援、大学生の経済的負担軽減、大学における感染防止対策への支援を行うとともに、子ども・若者に対する支援を令和3年度においても引き続き迅速に対応できるようにすること。併せて、生活福祉資金貸付の受付期間を延長し、債権管理費については国が責任を持って確実に財源措置すること。

また、ポストコロナの時代を見据え、5Gをはじめ情報通信基盤の整備やサプライチェーンの強靭化を進め、「多核連携による分散型国土の形成」に取り組むこと。

8 偏見・差別行為・デマ等の排除について

病魔と闘う感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者をはじめ国民の健康や暮らしを支えている方並びにこれらの家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対して、デマが拡散されたり、差別や偏見、心ない誹謗中傷、人物の特定など、人権が脅かされる事例が横行していることは、我々が深く憂慮するところである。こうした行為は当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、積極的疫学調査をはじめ感染症拡大防止への協力も得にくくなるなど、国を挙げて克服すべき喫緊の課題となっており、国としても継続的な広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化、差別・偏見を受けた方への支援などの感染症法等法令への位置づけ、「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」の見直しも含め、人権を守る対策を強力に講じること。

また、感染者が発生した場合の情報公開の内容等によって偏見・差別等を招くおそれもあることから、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

9 地方財政への支援について

この度の新型コロナウイルスがもたらした影響により、地方税収はかつてない大幅な減収を迫られ、財源難の中の歳出増も予測されることから、令和3年度の地方財政対策においては、地方が新型コロナウイルス感染症防止対策はもとより、各種の行政サービスを提供できるよう、地方一般財源総額及び地方交付税総額の確保・充実を万全に行うこと。

併せて、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とするなど、必要な財源補填措置を講じること。

令和2年9月26日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

| | | | |
|------------|----------|----|----|
| 本部長 | 徳島県知事 | 飯泉 | 嘉門 |
| 本部長代行・副本部長 | 鳥取県知事 | 平井 | 伸治 |
| 副本部長 | 京都府知事 | 西脇 | 隆俊 |
| 副本部長 | 神奈川県知事 | 黒岩 | 祐治 |
| 本部員 | 43都道府県知事 | | |